

# 特別養護老人ホーム松寿園 「指定介護老人福祉施設」 重要事項説明書 (兵庫県指定・事業者番号2871300147)

当施設はご契約者に対し指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

## 1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人青葉福祉会
- (2) 法人所在地 兵庫県丹波市氷上町新郷1705番地
- (3) 電話番号及びFAX番号 TEL0795-82-4766 FAX0795-82-5078
- (4) 代表者氏名 理事長 細谷 琢郎
- (5) 設立年月日 昭和45年4月15日

## 2. ご利用施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上2階
- (2) 建物の延べ床面積 2989.29㎡
- (3) 併設事業  
事業の種類・・・短期入所生活介護事業  
兵庫県知事の事業者指定・・・有り  
利用定数・・・9人
- (4) 施設の周辺環境  
山間部に位置し、生活環境もよく四季の移り変わりも感じとれ、騒音も無い。

## 3. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設・平成12年4月1日兵庫県指定2871300147号
- (2) 施設の目的 指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むため必要な居室および共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。  
この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。

- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 松寿園
- (4) 施設の所在地 669-3571 兵庫県丹波市氷上町新郷1705番地
- (5) 電話番号及びFAX番号 TEL 0795-82-4766 FAX 0795-82-5078

メールアドレス syoujyuen@iris.eonet.ne.jp

※ ホームページアドレス <http://www.aobahukushikai.com/>

- (6) 施設長（管理者）氏名 山口 和也
- (7) 当施設の運営理念 「人それぞれに花あり」

運営方針

「人権擁護」

その人のありのままを受け入れ尊重し、その人らしく生きて行くことが出来るよう生活を支援していく。

「地域に根ざした福祉施設」

家族、地域住民、各種団体等との協力体制を密にし、共に運営を進め、豊かな福祉社会を目指す。

- (8) 開設年月 昭和55年10月20日
- (9) 入所定員 80人

## 4. 施設利用対象者

- (1) 当施設に入所できるのは、原則として介護保険制度における要介護認定の結果、「要介護」と認定された方が対象となります。  
要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。  
なお、入所時において「要介護」の認定を受けておられる入所者であっても、将来「要介護」認定者でなくなった場合には、退所していただくこととなります。
- (2) 入所契約の締結前に、事業者から感染症等に関する健康診断を受け、その診断書の提出をお願いする場合があります。  
このような場合には、ご契約者はこれにご協力下さるようお願いいたします。

## 5. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」で定めます。  
「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。

- ①当施設の介護支援専門員（ケアマネージャー）に施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。



- ②その担当者は施設サービス計画の原案について、ご契約者及びその家族等に説明し、同意を得た上で決定します。



- ③施設サービス計画は、6カ月に1回、もしくはご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更します。



- ④施設サービス計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

## 6. 居室の概要

### 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として4人部屋ですが、2人部屋など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。

### 居室・設備の種類

4人部屋・・・17室	機能回復訓練棟・多目的ホール(食堂)・2F展示室
3人部屋・・・3室	一階浴室・二階浴室・ケアワーカー室
2人部屋・・・6室	応接室(相談室)・新会議室・洗濯室・旧会議室
	和室・調理室・事務所・2F食堂・医務室

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。(緊急を要する場合等はこちらをご覧ください。)

☆居室に関する特記事項（※トイレ・洗面所は居室内にも設けています）

7. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤換算	指定基準
1. 施設長（管理者）	1名	1名
2. 副施設長	1名	必要数
3. 事務員（パート含む）	3名	必要数
4. 生活相談員	1名	1名
5. 機能訓練指導員（作業療法士）	1名	1名
6. 看護職員（パート含む）	7名	3名
7. 介護職員（パート含む）	34名	必要数
8. 介護支援専門員	1名	1名
9. 嘱託医師	4名	必要数
10. 管理栄養士（パート含む）	2名	1名
11. 調理師（パート含む）	8名	必要数
12. 洗濯・清掃職員他	7名	必要数

8. 〈主な職種の勤務体制〉

施設長・・・	9：00～18：00
副施設長・・・	9：00～18：00
事務員・・・	9：00～18：00
生活相談員・・・	9：00～18：00
介護職員・・・	A. B. C. L. M 6：30～15：30
	N 7：00～16：00
	D 8：30～17：30
	F 10：00～19：00
	O 10：00～19：00
	P 10：00～19：00
	G 10：30～19：30
	J. K. R. S 13：00～22：00
	夜勤 22：00～翌7：00
看護職員・・・	9：00～18：00
機能訓練指導員・・・	9：00～18：00
管理栄養士・・・	9：00～18：00
調理師・・・	早早出5：30～13：15
	早出6：30～15：30
	日勤8：30～17：30
	遅出10：30～18：30
介護支援専門員・・・	9：30～18：30

## 9. 〈配置職員の職種〉

### 1. 管理者(施設長)

施設の業務を統括する。管理者に事故があるときは、あらかじめ理事長が定めた職員が管理者(施設長)の職務の代行をする。

### 2. 副施設長

管理者(施設長)の業務を補佐し、管理者に事故があるときは、職務の代行をする。

### 3. 事務員

施設の庶務及び会計事務に従事する。

### 4. 生活相談員

ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

### 5. 介護職員

ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

### 6. 看護職員

医師の指示を受けてご契約者の健康管理や療養上のお世話を行います。日常生活上の介護、介助等も行います。

### 7. 機能訓練指導員(作業療法士)

利用者の機能回復、機能維持及び予防に必要な訓練及び指導に従事する。

### 8. 介護支援専門員

利用者の施設サービス計画(ケアプラン)の作成に関する業務に従事する。

### 9. 嘱託医師

利用者の診療及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。

### 10. 管理栄養士

食事管理、利用者の栄養指導に従事する。

### 11. 調理師

管理栄養士の指示を受けて食事業務に従事する。

## 10. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. 利用料金が介護保険から給付される場合があります</li><li>2. 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります</li></ol> |
|--|

### (1)介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割が介護保険から給付されます。

#### 〈サービスの概要〉

##### ①食事

- ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食：7：30～ 昼食：12：00～ 夕食：17：00～

##### ②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

##### ③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

##### ④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

##### ⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

##### ⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

##### ⑦定例行事及びレクリエーション

〈サービス利用料金（1日あたり）〉

別紙の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居住費及び食費の合計金額をお支払い下さい。

（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度等に応じて異なります。）

※療養食加算・経口維持加算を請求する場合には、上記の表以外に厚生労働省の定める基準に従いご負担いただくことになります。

療養食加算・・・6円/回 経口維持加算・・・500円/月

☆ご契約者が要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻す手続きをとっていただくことになります。（償還払い）。

償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

☆一時外泊については、外泊期間中、全食とらない日数分の食事に係る負担額は利用料金からお支払い頂きます。

☆ご契約者に介護保険料の未納がある場合には、自己負担額については上表と異なることがあります。

☆新規入所された場合もしくは30日を越えて入院した後に施設へ戻られた場合には、最初の30日間分については、初期加算分として1日あたり30円をご負担して頂くことになります。

(2)介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①特別な食事・飲み物(酒を含みます)

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事・飲み物を提供します。

利用料金：要した費用の実費

②理髪

〔理髪サービス〕

月に1回、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪）をご利用いただけます。

利用料金：要した費用の実費(理容院と特別割引料金を契約しています。)

③貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預けられている預金

○お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、年金証書

○出納方法：手続の概要は以下の通りです。

・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。

・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。

利用料金・・・1ヶ月当たり 1,000円（手数料及び郵送料の実費程度）

④レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：特別な材料代等の実費をいただく場合があります。

i) 主なレクリエーション行事予定(例)

1月	新年祝賀会	7月	七夕祭り
2月	節分豆まき	8月	夏祭り
3月	おひな祭り	9月	敬老会
4月	花見	10月	松寿園祭
5月	運動会	11月	ドライブ
6月	交流会	12月	クリスマス会・忘年会

⑤複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活用品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

衣服、スリッパ、歯ブラシ、髭剃り等にかかる費用。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑦ご契約者の移送に係る費用

ご契約者の通院や入退院時の移送サービスを行います。  
(なお担当医院への受診につきましては料金は頂きませんが、他科受診の場合は料金を  
頂く場合があります) ※高速代につきましても別途かかります。

※緊急時等は都度ご相談させていただきます。

(3)利用料金のお支払い方法

前記1、2の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月5日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 下記指定口座への振り込み  
中兵庫信用金庫 本店 普通預金0165559  
社会福祉法人青葉福祉会 特別養護老人ホーム松寿園  
施設長 山口和也  
イ. 指定口座からの預金口座振替

(4)入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

①協力医療機関

和久医院・・・氷上町成松330 (内科・循環器科・小児科)  
田中医院・・・氷上町成松258 (呼吸器科・循環器科・レントゲン科)  
三浦医院・・・氷上町石生613 (胃腸科・呼吸器科・循環器科・レントゲン科)  
香良病院・・・氷上町香良107 (精神科)  
佐竹歯科・・・氷上町御油752 (歯科)  
平坂眼科・・・柏原町母坪385-1-1 (眼科)  
松下泌尿器科・・・柏原町南多田459 (泌尿器科)  
(丹波医療センター・大塚病院・大山病院・里皮膚科)

11. 施設を退所していただく場合 (契約の終了について)

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のよう  
な事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項  
に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくこ  
とになります。

- ①要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合  
(但し、ご契約者が平成12年3月31日以前から施設に入所している場合は、本号は、  
平成22年3月31日までは適用されません。)
- ②事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により当施設を閉鎖した  
場合
- ③施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった  
場合
- ④当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ご契約者から退所の申し出があった場合 (詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑥事業者から退所の申し出を行った場合 (詳細は以下をご参照下さい。)

(1) ご契約者からの退所の申し出 (中途解約・契約解除)

契約の有効期間内であっても、ご契約者から当施設に退所を申し出ることができます。  
その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約、解除届出書をご提出ください。  
ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サー  
ビスを実施しない場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等  
を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められ  
る場合
- ⑥他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的  
な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結に際して、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが6ヶ月以上（最低6カ月）遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 契約者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、あるいは、契約者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合
- ⑤ ご契約者が連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑥ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

★ 契約者が病院等に入院された場合の対応について

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 3ヶ月以内の入院の場合

当初から3ヶ月以内の退院が見込まれて、実際に3ヶ月以内に退院された場合は、退院後再び当施設に入所することが出来ます。  
しかし、入院時に予定されていた退院日より早く退院した場合など、退院時に施設の受け入れ準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。  
また、料金につきましては、入院の翌日から当該月6日間（当該入院）が月をまたがる場合は最大12日間の範囲内で、実際に入院した日数分で利用料金をご負担いただきます。退所後再び入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。  
1日あたり 246円  
（ご契約者の同意を得て、居室をショートステイ等に利用した場合にはこの料金は不要です）

② 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月を越えて入院が見込まれる場合には、契約を解除する場合があります。但し、契約を解除した場合であっても3ヶ月以内に退院された場合には、再び当施設に入所できるよう努めます。しかし、当施設が満室の場合には、短期入所生活介護（ショートステイ）をご利用できますように努めます。

③ 3ヶ月を越えて入院した場合

3ヶ月を越えて入院した場合には、契約を解除する場合があります。  
この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

(3) 円滑な退所のための援助

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 病院もしくは診療所または介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

## 12. 身元引受人

- (1) 契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることになります。しかしながら、入所者において、社会通念上、身元引受人を立てることができないと考えられる事情がある場合には、入所契約締結にあたって、身元引受人の必要はありません。
- (2) 身元引受人には、これまで最も身近にいて、ご契約者のお世話をされてきた家族や親族に就任していただくのが望ましいと考えておりますが、必ずしも、これらの方に限る趣旨ではありません。
- (3) 身元引受人は、ご契約者の利用料等の経済的な債務については、契約者と連帯して、その債務の履行義務を負うこととなります。また、こればかりではなく、ご契約者が医療機関に入院する場合や当施設から退所する場合においては、その手続を円滑に遂行するために必要な事務処理や費用負担などを行ったり、更には、当施設と協力、連携して退所後のご契約者の受入先を確保するなどの責任を負うこととなります。
- (4) ご契約者が入所中に死亡した場合には、そのご遺体や残置品（居室内に残置する日常生活品や身の回り品等であり、また高価品は除外します）の引取り等の処理についても、身元引受人がその責任で行う必要があります。貴重品として、施設が預かっている物、並びに、金銭や預金通帳、有価証券その他高価品などは残置品に含まれず、相続手続きに従って、その処理を行うこととなります。また、ご契約者が死亡されていない場合でも、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の残置品をご契約者自身が引き取れない場合には、身元引受人にこれを引き取っていただく場合があります。これらの引取り等の処理にかかる費用については、ご契約者または身元引受人にご負担いただくこととなります。
- (5) 身元引受人が死亡したり破産宣告をうけた場合には、事業者は、あらたな身元引受人を立てていただくために、ご契約者にご協力をお願いする場合があります。
- (6) 身元引受人がご希望された場合には、利用料金の変更、施設サービス計画の変更等についてご通知させていただきます。

## 13. 苦情の受付について

### (1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

#### ○苦情受付窓口

松寿園の事務所にて対応します。施設の従業員全員が苦情に対応できるように指導しているところであるが、担当者としては、副施設長・越川浩行、生活相談員、大槻寿美とし、責任者は管理者である、施設長・山口和也とする。

また、苦情受付担当理事を大木豊とし、第三者委員として、坂上清美氏、大西明美氏の2名がいます。

なお、苦情の受付は、受付担当者となります。また、第三者委員も直接苦情を受付の事が出来ます。さらに、第三者委員は、苦情解決を円滑に図るため双方への助言や話し合いへの立ち会いなどもいたします。

○受付時間 月曜日～金曜日 午前9：00～午後5：30

連絡先 TEL 0795-82-4766 FAX 0795-82-5078

### ●行政機関その他苦情受付機関

○国民健康保険団体連合会	所在地 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 電話番号 (078) 332-5617 FAX番号 (078) 332-5650 受付時間 9：00～17：00 月～金
○丹波市介護保険課	所在地 兵庫県丹波市氷上町常楽211番地 電話 0795-88-5266 受付時間 9：00～17：00 月～金



#### 1 4. サービス提供における事業者の義務

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご契約者から聴取、確認します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して、運営規程に基づいて定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ⑤ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。  
ただし、複写費用については、重要事項説明書記載のコピー代をいただきます。
- ⑥ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。  
ただし、ご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録に記載するなどして適正な手続により身体等を拘束する場合があります。
- ⑦事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはその家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。  
ただし、ご契約者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。  
また、ご契約者の円滑な退所のために援助を行う際に情報提供を必要とする場合にはご契約者の同意を得ておこないます。

#### 1 5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

- (1) 持ち込みの制限  
入所にあたり、ペット、テレビ、洋服ダンス等を制限することがあります。  
(細部については相談の上決定いたします)
- (2) 面会  
面会時間 10:00～16:00 (時間外の面会についても連絡をいただければ結構です)  
来訪者は、必ずその都度職員に届け出て下さい。  
なお、来訪される場合、出来るだけ食品の持ち込みはご遠慮ください。  
(食中毒予防のため)
- (3) 外出・外泊  
外出、外泊をされる場合は、2日前までにお申し出下さい。  
葬儀への参加など緊急やむを得ない場合には、この届出は当日になってもかまいません。  
但し、外泊については、原則として最長で7泊、複数の月をまたがる場合は、連続して12泊以内とさせていただきます。
- (4) 食事  
食事が不要な場合は、前日までに申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、「食事に係る自己負担額」は徴収いたしません。
- (5) 施設・設備の使用上の注意  
○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。  
○故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。  
○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることが出来るものとします。  
但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。  
○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。
- (6) 喫煙  
施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。
- (7) 貴重品(現金)の管理  
現金を御利用者自身で管理していただく場合、鍵付きキャビネットをご利用下さい。  
キャビネットを使用されない場合の紛失等の責任は負いかねます。

#### 1 6. 事故発生時の対応について

事故が発生した場合には、契約者やその家族に対し速やかに状況を報告、説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。

## 17. 損害賠償について

①当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

但し、その損害の発生について、契約者側に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

②事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

1. 契約者（その家族、身元引受人等も含む）が、契約締結に際し、契約者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行った事にもつぱら起因して損害が発生した場合
2. 契約者（その家族、身元引受人を含む）が、サービス実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行った事にもつぱら起因して損害が発生した場合
3. 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
4. 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

# 特別養護老人ホーム松寿園 「指定介護老人福祉施設」 重要事項同意書

## (事業者欄)

指定介護老人福祉施設での入所サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者	所在地	兵庫県丹波市氷上町新郷1705番地
	施設名称	社会福祉法人 青葉福祉会 特別養護老人ホーム松寿園
	管理者	施設長 山口 和也 印
	説明者	氏 名 印
	日 時	令和 年 月 日 曜日 ・ 時 分～ 時 分まで
	場 所	応接室・事務所・ロビー・自宅他（ ）

## (契約者兼利用者欄)

私達は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意します。

契約者兼利用者

住 所

氏 名

印

身元引受人

住 所

氏 名

印

(契約者との続柄 )

## (署名代行者欄)

私は、契約者が事業者から重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、私が、契約者に代わって署名を代行いたします。

署名代行者

住 所

氏 名

印

(契約者との関係 )